

水間の白子屋の傳の件

第3回

301

新村木田の白子屋庄三郎一家の騒動を委曲尋ねるに享保の始めの事なりしが此白子屋の地而開口十一問其行は新道の方へ廿五間別ち券面千三百両の地を一軒にて仕居なし此近邊の大身代なり主は入谷にて庄三郎と云今年六十歳妻は此家の娘にて名をお常と呼次四十歳なれども生得疾手なる事を好み甚だ姫嬪なりしか娘ふ熊け容顔衆人に勝れて美麗く見る者心を動かぬはなく二八の春秋も過て年頃に及びければ引手數多の身なれども糸下紐は清少納言の教へ今け伊達なる母を見慣ひて平生はすはに育ちしは其父母の教訓の至らざる所なか取締母は心邪まにて慾深く亭主庄三郎は商賣の道は知りてみ世事に疎く世帯は妻に任せ居や然妻は好事にして夫を尻に敷き身上向を己が儘に搔廻し我儘氣儘に振舞居たりしか何時しか町内廻りの髪結清三郎と密通をなし内外の目を忍びて物見遊山に派費を厭はき出歩行のみか娘か熊に衣類の流行物櫛笄ひ賛澤づくめに着飾せ上野淺草隅田の花園國川の夕涼み或は芝居の替り目と上なき奢をなしければ心有人は皆爪彈きして笑ふ者多く此妻の渾名を一つ印籠のお常と云て世間に誰知らぬ者も無りしがや然れば女の子は父親より母の教方にて志操を美しかるべきに斯る母故幼少より育ちめ卑しく風俗は芝居の俳優を見る如く淨瑠璃三絃の外は正敷事を一つも教へぞ殊に女の爲べき裁縫の道は少しも知らず自然どうはくしき事にのみ心を傾けしこそ漫浪けれ茲に白子屋の商賣に係りて庄

二三郎が名代をも勤め此家の番頭と呼ばれたる忠八と云者如何の程にかお熊と人知らぬ中となくけるが母のお常は是を知ると雖も其身も密夫有故に渠を制する事出来む却て取持しは人外と謂つべし是より家内の男女色慾に耽りお常は何時も本夫庄三郎にせ少しの小遣ひを與仕込まれ日毎に酒宴の相手となし居たりしが或日お常は金二分出し下男に天付酒肴取寄芝居役者淨瑞理語り三枚弾など入込せ皆々得意の藝を顯し戯れ興じけり茲に又杉森の新道孫右衛門店に廣田玄柳と云接客あり是は別て白子屋へ入漫り何様白子屋一軒を定得道し居る身の上なればお常は勿論忠八が云事にても背く事なく主人の如くに仕へ毎日お常の肩など揉り機嫌をどう居たり斯日々奢りに長じければさしもの身代漸々に衰へ享保八年十月夷子拂前にて金二百両不足に付妻のお常は番頭忠八と申合せ亭主庄三郎に斯を申ける故庄三郎は甚だ困り入と雖も親類一家は素より妻が奢りを見るに付誰もつて用立者なきにより庄三郎日頃懇意なる加賀屋長兵衛方へ行此の概略を話ければ長兵衛は氣に毒に思ひ材木屋仲間の中山形屋箱根屋加賀屋其他十人の者を頼みて無盡を取立一人前に金二十両づゝとなし尤も長兵衛世人故庄三郎の分まで都合四十両出し二百両集めて庄三郎に渡し集りし人々をも厚く綴應し歸されける因て庄三郎は大いに悦び右の二百両を夷子棚に上置其夜れ長兵衛方へ禮に行たりしが此加賀屋長兵衛と云は元同町の加賀屋彌兵衛方へ十歳の時奉公に來りて十年の年季を勤め尚禮泰公十五年を勤め上都合廿五年の間見世の事に心を盡しければ則ち加賀屋の暖簾を費ひ同所へ材木店を出せしが漸次に繁昌して此春より將軍家補御

用の株を譲られ猶々榮に消光けるも必竟長兵衛の心懶よき故なり斯で白子屋庄三郎は長兵衛方へ厚く禮を述吾が家へ立歸りしに其夜の中に夷子棚へ上置し二百両の金見なればふ常忠八も狼狽たる顔にて主人へ斯と申けるにそ庄三郎は大いに驚き周章其分には捨置難しと直様加賀屋長兵衛方へ行在の譯を訴し是は是非く訴へねば成ぬと急込を長兵衛先々とて様子を篤と聞向様是は外より入たる盜人にては有まじ然れども今は是を訴へる時にて我々は兎も角も仲間の衆へ二十両出させた上又々番所へ引出しては何分氣の毒にて我等濟難により先内々詮鑿致されよとの云ものゝ明日の拂ひに因らるべければ我等二百両用立んにより夫にて此節季は濟さるべし尤も此金は利分に及ばず御都合宜敷折返済成るべしと金子二百両を出し渡しけれハ庄三郎押戴きて段々と御深切の上又斯る災難まで貴公の御苦勞に預り御禮は申盡し難しとて涙を流し打獄びてそ歸けり又お常忠八はまんまと夷子棚の二百両を欺き取仕合よしと微笑合是を斯してあゝしてと奢る事のみ談合けり諸侯方を始め多分の用を達屋敷方の普請計りにても二千両餘の儲けありしとなり然かれども彼の加賀屋長兵衛より借請し二百両のことば忠八が算盤を奇變庄三郎に偽りて今に返済せざれども長兵衛は催促もなきぞ彼是する中又其年も過翌年成身代左り前にて難儀なる由忠八より申せしかば庄三郎も不審に思ひ何ぞ其様に成しそと云に忠八御屋敷の不請存じの外積り違ひにて一箱餘る損金になり其外彼是にて二千両餘の損に爲たりと口から出任せに偽るをお常も側から種々口車の楫を取しかば又々加賀屋へ到り段々の仔細を話けるに長兵衛は左右氣の毒に思に付或時

庄三郎に對ひ時節とは云乍ら古きお家の斯迄小如意になり給ふ事是非なき次第なり夫に付少々御相談あり其譯はお娘子お熊殿へ持參金のある聟を入れ給ひて如何や尤も外に男の子も御在は事故お熊殿年の長ぬうちに聟をなし持參の金子を以て山方問屋の借入償却暮し方も氣を付て身上を立直す様に相談して見給へと深切の言葉に庄三郎大に喜び何から何遠段々のお世話をけなく是に過たる事はなし然れ共我々方へ参る聟子の有りや能を御相談下さるゝ縁偏に御願申なりと云けるにぞ然は先方へ申聞べき間御家内へも此段能々御相談成るべし吾等方は明日曉と致たる返事を承まほりし上又々御話申べしと庄三郎を歸しけり夫より長兵衛は大傳馬町家主平右衛門方へ行先達て御話の聟白子屋庄三郎にて貰ひ度由故御世話を下さるべし白子屋事は材木町にて千三百兩の地面も持居屋敷方の出八澤山有て株敷は三千兩程なり然れば聟は四十に近しどかや隨分相應の縁組なれば能を御世話を渙瀝にて容貌もよく承まばれば聟は四十に近しどかや隨分相應の縁組なれば能を御世話を渙瀝と申を平右衛門聞て夫は相應の相談なり當人といふは吾等が同町の地主彌太郎方に勤居らるゝ又七と申者なり隨分辛抱人にて主人彌太郎事は最早六十にもなれど一人も子なく金ばかり澤山ありて地面は十三ヶ所も持居此人親分となる積りなれば何事も氣遣ひなし先方へ能を話せし上明日御返事致すべしとて長兵衛を歸し其後平右衛門の口入にて双方相談調ひ吉日を撰みて五百兩持參金をなし又七と彼の白子屋の聟をとそなしたりけり此事は素よりお熊の不承知なるを種々説め跡は右も左も先當分其五百兩を取りて交樂ひべし其上方の仕向により聟の方より出て行時は金を返さざに濟仕方は如何程も有べしとお常忠八

四悪巧にて種々に言なし終に又七を入れるも熊は祝言の夜より癪氣發難儀なりとて毎四側へ寝かしむ熊は忠八母は清三郎と毎夜枕を双て一ツ寝をなす事へ外の仕方なり然ども又七は是を一向知らず最早一年餘に及べどもお熊と一度も添寝をせモ加之聟に來りてより家中中の突掛者となり優き詞を懸る者一人もなけれど下男長助と云者のみ又七を大切になし彼の四人の者共を憎みけるか或時給金三兩を田舎へ遣はさんとて手紙て封じ瀬戸物町の島屋へ持行し途中橋向ふにて書拘盜に奪はれ忙然として立歸りしが那の金を取れては又一中餘の奉公を爲ねばならぬと力を落し顔色滄然て居げる處へ又七は立出何故其様に懲り居るや心地にても惡きかと問ひけるに長助は有の儘に譯を話し涙を流しけるを又七は憫然に思ひ我等其金を與んとて懷中より三両取出し長助へ渡しけるに長助は大地に躰伏此御恩は恩れまじとて悦びけり是よりは別して此長助而己毎度お常始めの悪巧みを内通して又七を教しなり或時彼の四人打寄て耳語やう又七事は迄種々非道をなすと雖も此家を出行景色なし此上は如何せんと相談しけるにお常は膝を進是は毒薬を飲せるに如なけれども急に殺しせは顯るゝ故一ヶ月ばかりも過て死ぬ様に薬を調合して用るが宜しからん此事は先新道の玄柳方へ行て相談致すべしと四人打連立て出行たり叔彼の長助は毒藥と云聲の不圖聞なければ又々四人の者共が惡事ならん何れ又七様の事なるべしとお常の部屋の傍に寄立聞をしけるが新道の玄柳方にて調合なし費はんど出行体故素知らぬ面に臺所へ立戻りたり又彼の玄柳は毒薬の事を請合けれども針醫の事なれば毒薬を求める事難しと思へば風藥二服を四十文にて買炮烙にて是を煎金紙に包み鄭重らしくしてお常に密と渡しければお常ハ喜



次金子を玄柳に遣し お熊供々厚く禮を述たりけり此時玄柳は僅か四十文の風薬にてお常より三両忠八より五両お熊より一両都合九両の金にあり付しは藥丸層倍所か是藥百倍と云べ長助も此事を聞しかば又七へも密かに告置已も隨分心を付ると雖も大勢にて爲る事なれば何時の間に入けるや知らされども或時鱗の切身を煮て皿に盛彼の藥をお熊が手より入れて又七の前へ持來り是は母様よりお前に上んとて新場より取寄し魚成ばお喰り成るべしと一年餘の間に始めてふ熊の口より又七へ喫云ければ又七も喜び直様飯を取寄是を喰んど爲る長助は目配せをなし止る体故扱けと思ひ何か紛らして是を喰む夫より又七は新道の湯に持けるに長助も後より同く湯へ來り彼の毒藥をお熊が入たる事を窃に話し私しにも昨日一眼服遣して貴君様の食事に入れて呉れよと頼み候と彼の藥を見せければ又七委細を開て驚き貌は加賀屋長兵衛方へ參る間其方後より參るべしとて其足にて又七は長兵衛かたへ到り是地の事を物語り勘辨なり難しと立腹致ければ長兵衛も以の外に驚きける處へ長助も來り三人額を集めて相談しける中長兵衛も付き彼の藥を猫に喰せて試しけるに何の事もなければ又には何か様子有べし我又致方有ば隔分油斷有べからむとて又七を宥め一先歸しけり其後四三日過て長兵衛ハ白子屋庄三郎并に妻お常を呼び段々と内證の都合迄も聞向共氣の毒な爲事なり然らば又七殿お熊殿との中宜しくば家を渡し世帯を若夫婦に任せ番頭忠八には職を遣し小手前にして家内取廻し善が肝要なり而御両人は氣樂に御隠居有バ又宜敷事も有誠しと事を分て段々遠廻にお常へ異見をなしけるに庄三郎は大に悦び何かと厚き思召の程

八 恭^{ひそかに}なく承知致したりと申けるにお常は甚^{はるは}だ不承知の面にて長兵衛に向ひ又七に世帯を渡^{ゆく}
せと仰らるれども追々渠^{かれ}が舉動を見るに一として商賣の道に適^{あつ}其上未だ出入場等の勝手
も覺^{ゆき}今忠八に暇^{ひま}を出しては猶々都合悪く手代多くの中にも忠八は發明にて萬事心得居者
なり又七は素^{すこ}よりお熊と中睦^{ちゆく}しからず持參金と異に懸て我々を見下し不孝の事のみ多く其
上下女などに不^ふ議を仕懸何一つ是ぞと云取所なく斯様の者に家を渡す事は勿論忠八に暇を
道^{みち}せなどには憚^{はば}りながら餘りなる御差圖なり我々隱居致すよりは又七を離^{はな}れ方^が却て家
の都合なりと申ければ長兵衛是を聞夫は向分聞^{うぶ}ぬ論なり下女に手を付るなどには必竟お
熊殿の取扱ひ悪き故起る事なり何^{なぜ}兎もあれ兎角家の九く治^{おさ}るが宜れば何事も堪忍有て隱
居有^ゐべしと勧めけるにも常は大いに立腹して一々云争ひ氣に入ぬ聲なれば地面を賣てなり
とも持參金を戻し不^ふ致すべしと罵^{のの}けれるを長兵衛種^{たね}と諫めけれども一向に承知せず疊
を蹴立此様な話を聞^きと直様御歸りわれと夫庄三郎を引立てぞ歸りける夫よりお常は庄三
郎に少しの錢を興^{おこ}へ講釋の寄席へ追遣り跡は忠八お熊清三郎を招き例の如く酒宴を始め長
兵衛が云し事どもを委細話して此上は金子五百両^{ごひゃう}控へ又七に添て離縁するに如なし然すれ
ば長兵衛彼れ是云れる筋なし又七を出す事ある忠八此金算段^{さんだん}せられよと申ければ忠八は打
悦^{えつ}び其金子必ず調達致すべし私し一つの工夫有^あて清三郎に耳語^{じゆご}頼み其夜油町新道伊勢屋
三郎兵衛方へ忍び入て金五百両^{ごひゃう}を盜み取清三郎は其隣の金屋利兵衛方へ入りて彼の腰元竹^{たけ}
を切殺し娘の手道具を奪ひ取り來りしが忠八にも是を話し我も只歸るは殘念也程の傍^{わき}言^{こと}をせしと取たる品々を改め見るに蝦夷錦の楊枝指一角の箸其外笄^{くわい}簪^{くわい}の類何れも金目
の物多く有ければ兩人是は儲ものなりと悦びけり然れども此品賣拂^{うけはらは}は顯るべしと離縁^{はな}なす金に
さし支^{つか}なる間地面を書入にて金五百両^{ごひゃう}借出すべしと勧めけるに庄三郎是非なく又々長兵衛
方へ行金子にさし支^{つか}なる趣を詰せしかば長兵衛も是はお常の仕業^{しうぎ}ならんにより捨置^{すて}べしと
は思けれども庄三郎が達ての賴^のを聞ざるも氣の毒^{いたずら}と思ひ長兵衛申は向卒身代を持直し給
へ殊に先祖代々の地面を人手に渡さるゝ事無^むかし殘念なるべし然ば我等其五百両は用立申
べし然れども今度は金子出來次第百両にても五十両にても御返済成れよ利分^{りぶん}は取り申さざ
金子相濟次第に證文^{しじぶん}は返却致すべけれども先證文は預り置申べし其地面人手に渡さるゝが
氣の毒に存ぞる故なりお常殿にも此話をなされ請人共御三人御印刑御持參有^あべしと申けれ
ば庄三郎大いに悦び立^{たつ}歸りてお常忠八に長兵衛がやせし通り咄^{とつ}しければお常は是を聞夫は
長兵衛事此地面を自分が欲しければ体よく然様申成べし何は兎もあれ五百両^{ごひゃう}候はんとて
お常が合口なる親類を連て三人印形を持ち長兵衛方へ行五百両借て歸りけるがお常は此金
九手に入しより又々放すが惜くなりし事誠に白子屋滅亡の基^きとこそは知られけれ猪^{いの}何をがな
又七が萍度を見付云立なば金を返すに及ぶまじと思ひ居けるに或日庄三郎は又七を呼松平

◎ 第二回

毎もお常は忠八を頼み金五百両才覺致させけれ共又候夫庄三郎を偽り又七を離縁^{はな}なす金に
さし支^{つか}なる間地面を書入にて金五百両^{ごひゃう}借出すべしと勧めけるに庄三郎是非なく又々長兵衛
方へ行金子にさし支^{つか}なる趣を詰せしかば長兵衛も是はお常の仕業^{しうぎ}ならんにより捨置^{すて}べしと
屋にては又七が事は地面を賣てなりとも持參金を返し離縁致べしとお常長兵衛に云し詞有
ば終に離縁の事を申込たり

相模守殿の屋敷へ金子六十兩請取に參るべしと申付しかば忠八是を聞てお常に斯と知らせ
彼の清三郎を招き三人何か銚に耳語さけるが程なく清三郎は出行たり是は途中にて惡者に
喧嘩を仕掛させ屋敷より請取來る六十兩を奪ひ又七は此金を受取て遊女通ひに遣ひ込しと
云立夫を科に離縁せんとの巧みなり斯ども知らず又七は下男長助を俱に連て山行屋敷より
金子を請取夫より吳服橋へ掛け四日市へと來懸るに當時は今と違ひ晝る四日市邊は淋しく
人通り稀なれば清三郎は惡僕二人と共に此處に待伏なし居たり又七は金を持たる故隨分用
心はすれども白晝の事なれば何心なく歩行來りし所手拭にて顔を包みたる大の男三人現は
れ出突然又七に組付故又七は驚きながら振放さんと爲る所を三人の男手を指込み懷中の金
子を奪ふとなすにぞ又七は長助に聲を掛け盜人くと呼はりければ長助は先刻より外一人
の男と組合居たるが此聲を聞いて金を取れば大變振放し又七の懷中へ手を入れたる男の横
面を充分に打叩きける故皆叶はじと散々に逃行けり然ば金は取られモ先無事に其場を立去たり
散々に打叩きける故皆叶はじと散々に逃行けり然ば金は取られモ先無事に其場を立去たり
此長助は力量勝れし男故幸ひに打勝しとは雖も何共合点の行ぬ者共なり正しく是も四人の
者の巧み成べしと詰合なから長助は道々お常は清三郎と譯有る事お熊は忠八と不義の事な
ど諱もなく語りければ又七は始てお熊は忠八と譯有し事を聞叔は日頃の仕方思ひ當りたり
と夫より二人我家に歸り庄三郎に金子を渡しけるにお常忠八等は是を見て清三郎に頼みし
事手筈違ひたりと思ひ又々玄柳方へ行て相談すべしと其翌日三人玄柳方へぞ到りける斯て
又清三郎は四日市にて長助に十分打れ面に疵を受ければ我が宅に引込居たりしに玄柳方よ

り呼に來りしがば早速走り行四人打寄又々惡事の相談をなすにお常は聲を潛め我一ツ思付
たる手段あり其譯曰下女の菊に生得愚成者なれば是に云付又七が閨へ忍せ刺刀にて又七
（少しじてめ疵を付情死せんとて又七に誑され口惜ければ是非とも又七を殺して我も死ぬ
覺悟なりと呼ばらせ其處へ我々駆込種々詐議して菊が口より云々と云せんは如何にやと申
ければ一人是を聞其謀計奇妙）誠に當時の智者なりと譽稱へ夫より白子屋へ歸り年増の
下女お久を窃に呼びてお熊の小袖三つと金一両を出し菊に斯々言含め吳よと頼ければお久
承知して我部屋へお菊を呼始終の事共委曲話し又七様へ疵を付其身も咽喉を少し疵付情死
と云て泣べしと教頼み居たるを長助は物影より是を聞いて大いに驚きながら猶息を詰て聞居
たり斯とも知らす元來お菊は愚なれば小袖金子を見て忽ち心迷ひ何の思慮もなく承知をぞ
なしたりける又長助は驚き様子を聞濟し早々又七に右の事故を話し御油斷有べからむと云
により又七點頭今宵若菊が來らば吾直に取て押へ繩を掛けし其時其方は早々加賀屋長兵衛
を呼来るべしと鋲かに示合せて別れけり菊は只金と小袖の欲さに其夜丑の刻も過る頃又七
が寝間へ忍び入り剃刀を逆手に持又七が夜着の上より刺貫しけるに又七は居を夜具ばかり
なれば南無三と傍邊を見る間に又七はお菊を蹴倒し難く繩を掛け又七は大音揚長助（と
呼聲に家内の者共目を見し何事にやと庄三郎お常お熊忠八も此所に來り彼はなす間に長助
は加賀屋へ駆行又七様只今急に御達成れ度との事出來しにより私し御供仕つるべき間御入
二下されよと申ければ長兵衛驚き直様同道にて入來るにお常は長兵衛に向ひ又七事も熊を指
置下女の菊と不義をなし終に情死とまでの騒ぎなり夫故平常お熊と申悪く家内治らむと云

ければ又七是を開是は思ひもよらぬとを仰らるゝもの哉今宵菊が何故か刃物を持って吾が寢
所へ來りし故怪歎思ひ片蔭に隠れて窺ひしに夜着の上より吾を刺候様子に付取押へて縄を
繋しなり此儀公邊へ訴へ此者を吟味致さんと云けるを長兵衛は先々事穩便に世間へ聞へぬ
中濟す方が宜しからんお常殿もか熊殿も能御思案有べし縦令又七殿がお菊に通じたるにも
せよお常殿より又七殿に驚と御意見有てお菊に暇を出せば濟事なり是れを又七殿訴へなば
大亂となり白子屋の家名立難しお常殿は女の事故其處へ氣も付れざるは道理の事なれ共能
々勘辨ありて隨分又七殿と宥め家内和合致さる様成るべし不如意の事は及むながらこの
長兵衛見縄申さんと利解を述けれどもお常は一向得心せど又七事菊と忍合情死爲んとせし
を見付しに相違なければ公儀へ訴へ何所迄も黑白を分申べしと片意地張て持參金を返済せ
ぬ工風をなすて忠八の側より進み日頃又七様下女に手を付られし事私しども存じ居しと云
ければ又清三郎も傍邊より進み出御両人の仰せ御道理なり又七様御持參金を裏に掛け吾々
廻り見下給ふ事甚だしと云を長兵衛は見遣汝は廻りの髪結ならぞや何故夜中此所へ來り入
らざる差出口過言なり長助那の者を擲出せと云ひければ長助は立懸り清三郎が首筋を擲み
て表へ突出し門口の材木を投付けしにぞ清三郎は怒り汝れ此間も四日市にて我を擲き今又
斯投付る事此返報覺ぬ居よと罵りけるに扱は四日市の盜人は汝かと云れてハッと思ひしが
後とも見ぞして逃歸りけり猪又長兵衛はふ常に向ひ此事訴へなば怪我人も多く出來る故何
分程便に取扱ひ白子屋の家名に瑾の付ぬ様我々が意見に隨ひ給へと言へどもお常は少しも
承知せざれば長兵衛も今は是非なく又七を連れて我が家へ立歸りたり其間に夜も明たれば

長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り右の次第を物語りければ平右衛門は大に立腹し白子
屋の者共如何にも不届なる仕方なれば早々地主へ申聞せんと夫より彌太郎方へ行右の仔細
話居處へ番頭忠八髪結清三郎の兩人入り彌太郎より訴へ出るにより又七を預り一 手形を出せと
店先にて候ければ彌太郎今は勘忍成難く其方よりの訴訟を待せ共此方より訴へんと言時
又々下男長助又七を尋ね來り夜前清三郎が言し四日市の事を話しけるにぞ尙々遺恨を重ね
右の趣きまで願書に認め居たるに加賀屋長兵衛入來り我等何分にも取扱ひ候間今少し御待
下さるべし白子屋方へ能く異見を加へ内濟致すべしと言置夫より又白子屋へ行此事訴へら
れては此方の家名を失ふ基成べきにより内濟にし給へと種々に説勧めると雖もお常は一向
承知せぞ却て長兵衛迄も散々に罵りける故長兵衛も今は是非なく打捨ければ終に彌太郎の方
より訴訟にこそ及びけれ然ば大岡殿是を聞れ此訴訟の趣きにては大いなる罪人八逆の者
多し是を糺す誠に歎は敷事なりと種々利解有て下られけれども双方得心せざれば是非乃
く吟味とぞなりにける頃は享保十二年十月双方惣呼出しの人々には白子屋庄三郎并に妻常
娘熊番頭忠八下男長助下女久同菊又七大傳馬町居付地主彌太郎加賀屋長兵衛等なり此砌
壁結清三郎は出奔して行方知れず大岡殿彌太郎に向られ其方願書の向き相違なしやと尋問
らるゝに彌太郎御意の通少しも相違之なく候と答へしかば頓て庄三郎と呼れ其方妻常娘熊
十番頭忠八斯の如き悪事をなす事存て差置しや又知ざるやと申されしに庄三郎其等の儀は實
三以て存じ申させひと言ければ亦大岡殿ふ常に對はれ其方聟又七に毒殺の覺ぬ有之やと尋問
らるゝにお常は首を上如何にも驚きたる体をなし其は決て覺ぬ之なく又七事妻を差置下女

に不義を仕掛不届に付離縁致さんと存じ候處斯の訴へに及びし迄にて候何卒御慈悲を以て

四十又七儀離縁仕つる様願ひ上奉つると申立るを聞て又七恐れながら進み出其毒藥の儀相違
之なく則ち稻荷新道横山玄柳と申す醫師に藥を貰ひし節の證文等も之あり候御呼出の上御
吟味下さるべしと申ける故早速右玄柳を呼出されて尋ねられし所玄柳申立るはお常頼み
にひへ共毒藥は容易成ざるに付調合せを斯々致し風邪藥にて間を合せ候と答るにぞ大岡殿
次に下女ふ菊を呼れ其方主人の閨へ刃物を持忍ひ入る事大膽不敵なり但汝が一存か亦は人
に頼まれしか正直に申さぞんば一命に及ぶべしと云ひけるにお菊は生たる心地なく恐入て
お常始め四人の者に頼まれし段白地に白狀しければ大岡殿ソレ縛れと下知を傳へお菊に繩
をうたせ又娘ふ熊手代忠八両人に向はれ其方共日來密通いたし居聟の又七を殺んとせし段
不届なり有体に申立よと有て直に繩を掛けさせられしかばお常是を見ハット仰天し今更後悔
の体に差俯向しを大岡殿發打と白眼れ其方養子又七に疵付候様下女菊に申付たる段不届な
り有体に申せど云れしかば隠す事能ひモお常ふ熊共に白狀にぞ及びける又庄三郎は家内の
者斯の如き不届を存せざる段不埒なり猶外に何ぞ心當りの事は之無やと申されければ庄三
郎何も是と申程の儀御座なく候へとも髪結清三郎と申者常々入浸り居ルは心得難く候申
立るに大岡殿同心を呼れ白子屋家内を検査清三郎を捕へ來れと下知せられしかば同心馳行
て検査しに清三郎は遂電せし様子なれども道具の中斯様の品ありしと其品々を持來りし中
に蝦夷錦の簪入花菱の紋付たる一角の簪鎧甲の簪などありしかば大岡殿是を見給ひ即時に
金屋利兵衛を呼出され此品其方覺へ有りやと尋ねられければ正しく覺へ之あり私し娘の手
は又七を取戻せと申渡されたり

○白子屋一件裁許申渡しの事
享保十二年十二月大岡殿白洲に於て申渡し左の通
遺具なるよし申立しにぞ猶又お常ふ熊兩人へ嚴敷尋ねられしかば忠八清三郎兩人より貰ひ
しまゝ何事も存せずと申により忠八を糺問有ければ終に白狀致しけり因て金屋の盜賊も相
知れ夫より清三郎へ追手を掛けられたり折牢内より彼の旅僧雲源をよび出され又伊勢屋三郎
兵衛をも呼れて五百兩の盜賊相知れしにより人違ひにて是迄雲源を苦め候間其代り雲源を
宣敷扶致すべしと申渡され雲源は出牢となり利兵衛は得意を吉三郎に返さぐる段不届な
れば身代を半分にして吉三郎に菊を娶せ養子となし利兵衛夫婦は隠居致す可且彌太郎方へ
は又七を取戻せと申渡されたり

享保十二年十二月大岡殿白洲に於て申渡しの事

新材木町

白子屋庄三郎養子

又七妻

く

ま

其方儀手代忠八と密通致し不届至極に付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付くる

白子屋庄三郎手代

忠

二十八歳

其方儀主人庄三郎義子又七姫熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方にて夜盜相
働き金五百両盗み取候段重々不届に付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付る

白子屋庄三郎下女

其方儀主人妻しょじんつま何程申付候共又七よなな主人の儀に付致いたさ方も有之べき處主人又七よななに疵きずを付つけ剩あまつさへ不義ふぎの申卦まことを致いたささんとせし段たん不届ふじゆ至極ごくに付死罪ししざい申付いたさる

其方儀簷子又七に疵付刺さへ不義の申掛致ひ様下文きくに申付る段人に母たるの行ひに非ぞ不埒至極に付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店
針醫

不届に付追放申付る
新材木町家持
白子屋庄三郎
六十歳

其方儀鏡子又七八に就付候節駕と櫻子をも見届。其上妻常娘、熊手代忠八不届の儀を存せざる段不採に付江戸精申付る

同人手代
伊長彦清
吳
易地八編

方共體不持の筋も是なきに付、携ひなし
但當時下女久は病死に依て名前是なし
彼の時髮結清三郎は上総へ逃行し所天翻道
及びければ是亦引廻しの上獻門申付られたり
猪亦お熊は引廻しの節上には黄八丈下には白
無端二ツを若し本繩に掛け襟には水晶の珠數を掛け馬に騎りて口に法華經普門品を唱へな
がら引れしどぞ此時お熊の者たるより世の婦女子黄八丈を不義の縄なりとて嫌ひしに被れ
事の様なれども其は貞操の意とも云べし然るを近來其事を知る者も稀なりと雖も又不開化
なぞ、いふ者もあらんか謹慎しらべしと云口も又慎しむべし
當時の狂歌に

其方儀主八庄三郎養子又七妻熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方にて夜盜相
働き金五百両盗み取候段重々不届に付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付る

白子屋庄三郎下女

十八歳

其方儀主人妻何程申付候共又七の主人の儀に付致方も有之べさ處主人又七に疵を付剥
さへ不義の申掛を致さんとせし段不届至極に付死罪申付る

白子屋庄三郎妻

四十歳

其方儀養子又七に疵付剥さへ不義の申掛致ひ様下女さくに申付る段人に母たるの行ひ
に非ぞ不届至極に付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店

針醫

横山玄柳

白子屋庄三郎
六十五歳

其方儀養子又七に疵付剥さへ不義の申掛け候節篤と様子をも見届其上妻常娘手代忠八不届の儀を存せ
ざる段不届に付江戸幕申付る

同人手代

清 景 長 伊
吳 繩 八

其方儀養子又七に疵付剥さへ不義の申掛け候節篤と様子をも見届其上妻常娘手代忠八不届の儀を存せ
ざる段不届に付江戸幕申付る

但當時下女久は病死に依て名前是なし

彼の時髪結清三郎は上総へ逃行し所天網遁れ難く終に召捕れ拷問の上屢らを惡事を白狀に及びければ是亦引廻しの上獄門申付られたり傍亦お熊は引廻しの節上には黄八丈下には白

無垢二ツを着し本繩に掛け襟には水晶の珠數を掛け馬に騎りて口に法華經普門品を唱へながら引れしどぞ此時お熊の着たるより世の婦女子黄八丈を不義の縞なりとて嫌ひしに感れ事の様なれども其は貞操の意とも云べし然るを近來其事を知る者も稀なりと雖も又不開化なぞ、いふ者もあらんか嗟慎しらべしと云口も又慎しむべしノ

七十

實に誠名は畜生の熊なれや不義に疊かし胸の月の輪
白子屋を下から讀ばおやころし聲を殺さん心怖ろし
當時の狂歌に

身も婦人心も不仁誠は常實に理不盡の巧みなりけり

白子屋社熊の件

明治廿二年五月十三日印刷
全　年五月十六日讃刻出版

發行者　赤松市太郎

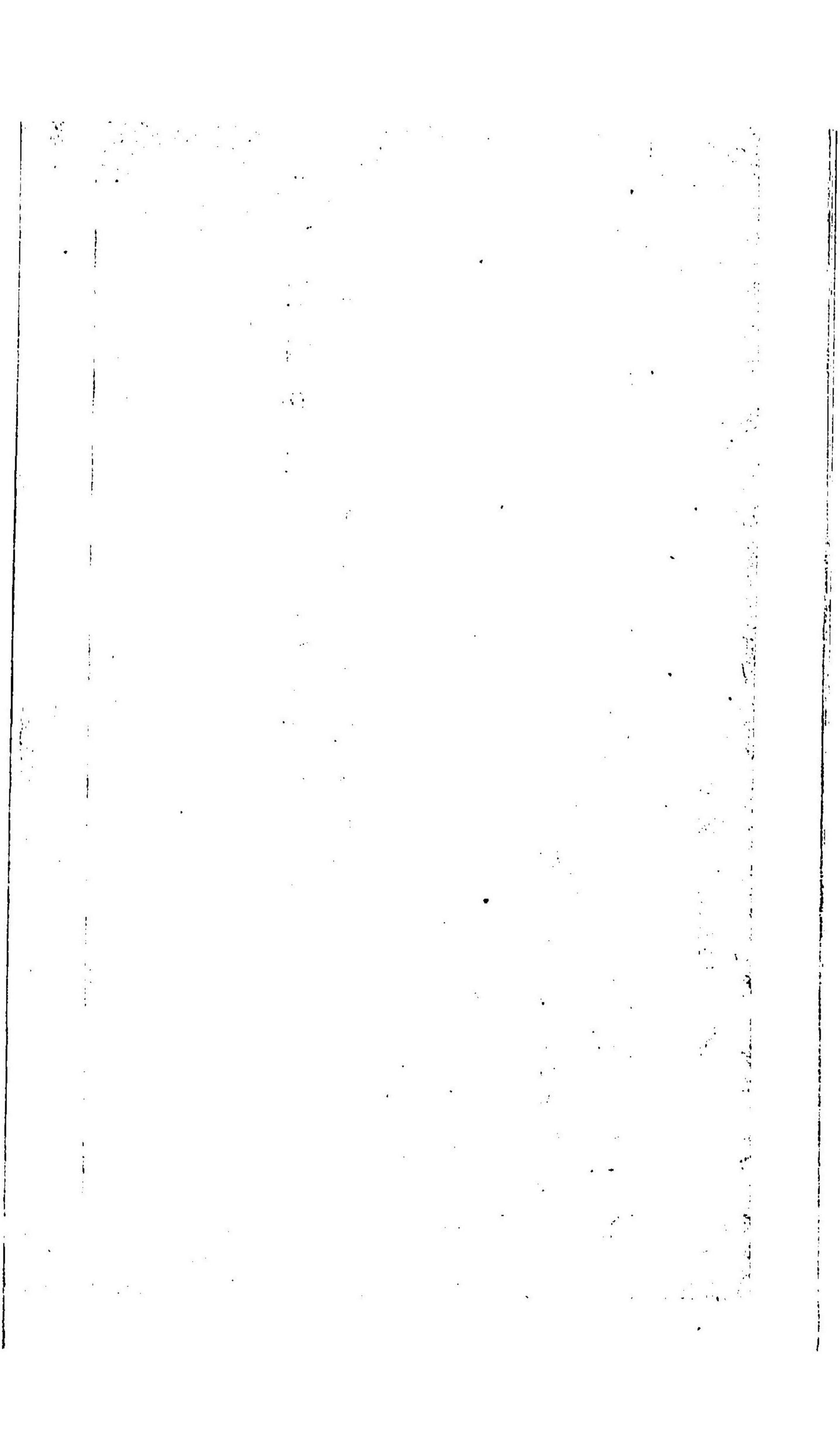
大坂府東區今橋二丁目廿六番地

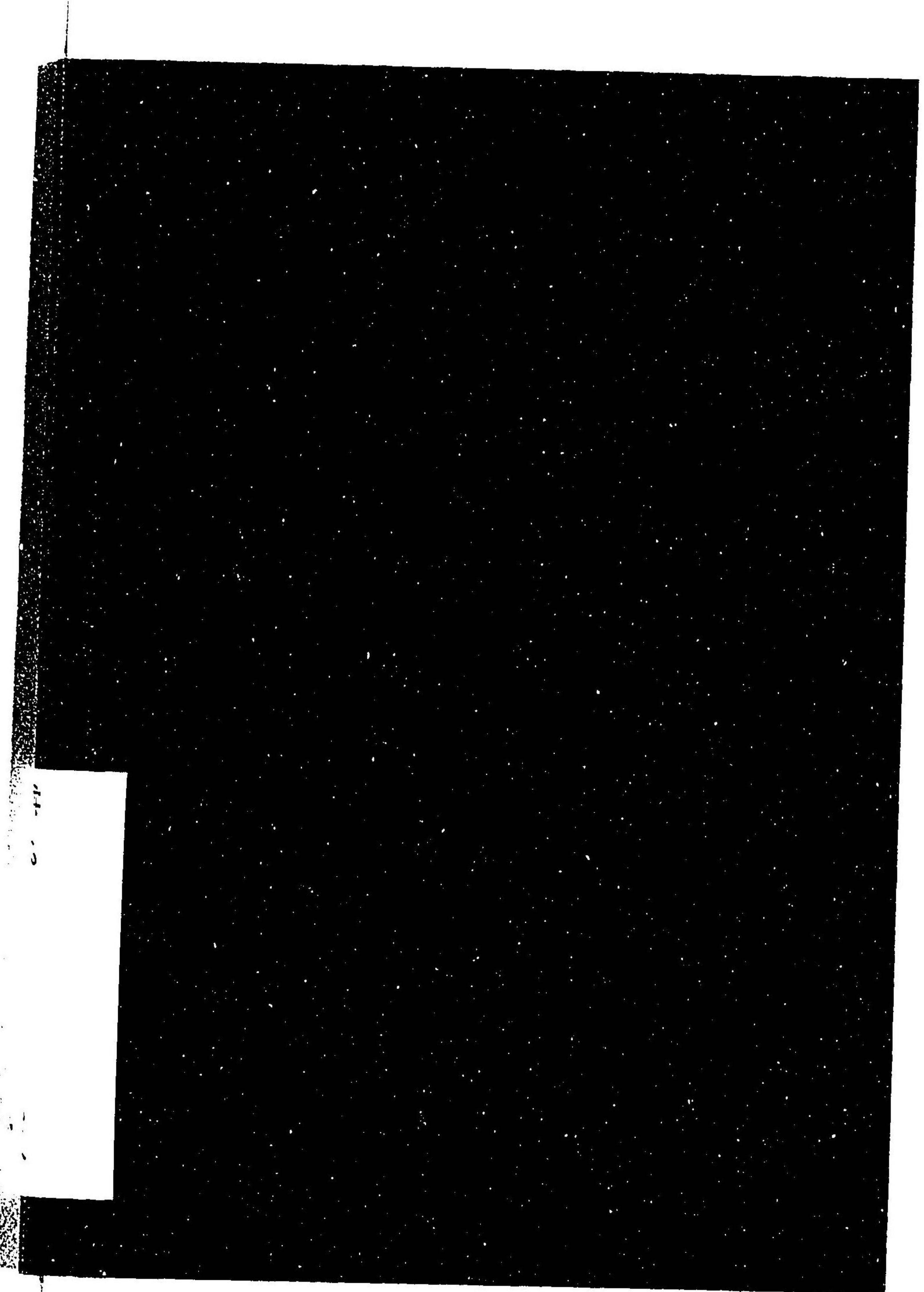
自由堂

印 刷 者　山上貞二郎

大坂心齊橋北詰四番地

發行所　駿々堂本店





特13

301

大岡名譽政談

白子屋於熊の件

国立国会図書館

090292-000-8

特13-301

大岡名譽政談

白子屋お熊の件

駿々堂

M 2 2

DBN-0689

